

学生生活を実りあるものとするためにも、学修、進路、課外活動など様々な事項について支援できる体制を教員及び職員が一丸となって整えています。

皆さんが卒業するまでの間、教職員が親身に指導・助言を行いますので、各教員研究室や事務局窓口へ気軽に相談に来てください。

《基本事項》

1 学籍番号

学生証に記載されている学籍番号は、原則として卒業時まで変更はありません。事務手続きをする場合や、試験答案には必ず記入することになっていますので、早く正確に覚えてください。

学籍番号の見方 2025 P 700
 ① ② ③

①入学年度コード

②学部・学科コード…H：医療保健学研究科 医療保健学専攻

P：薬学部 M：経済経営学部 マネジメント学科 E：経済経営学部 経済学科

C：国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科

S：国際コミュニケーション学部 心理社会学科 T：医療保健学部 医療技術学科

R：医療保健学部 理学療法学科 J：留学生別科

③個人コード

2 学生証

学生証は、北陸大学の学生としての身分証明書です。常に携帯し、紛失・破損しないように注意してください。

- 各講義の出席確認時に使用します。
- 試験の時は受験票として使用します(学生証がないと受験できません)。
- 図書館での本の貸し出し、学割証の発行、在学証明書など各種証明書類の受け取りに必要です。
- 他人に貸与してはいけません。
- 改姓・改名をした時、また紛失・盗難にあった時は、ただちに教務課または薬学学務課に届け出てください。
- 卒業や退学により本学の学生としての身分が無くなった時は、速やかに返却してください。
- 有効期間は修業年限です。
- 学生証再交付には、再発行手数料として5,000円の費用がかかります。事由によっては無償の場合もあります。

再交付事由	有償・無償	摘要
紛失	有償	過失の有無は問わない。
盗難	有償	過失の有無は問わない。
破損・汚損	有償	過失の有無は問わない。
写真変更等	有償	自己都合によるもの。
記載事項誤りの訂正	無償(条件付き)	学生証に、誤った表示がされている場合。 但し、交付から2週間を超えて申し出た場合は、有償とする。
初期不良	無償(条件付き)	初期不良もしくは通常の利用による故障で、外傷などがなく、 かつ交付日から起算して原則2ヶ月以内に申し出た場合。
改姓等	無償	大学への改姓・改名届が受理された場合に限る。
転学部等身分変更	無償	転学部、転学科等をした場合。 教務課、薬学学務課で準備し、交付する(学生の手続きは不要)
有効期限切れ	無償	有効期限を超えて在籍する場合、教務課または薬学学務課で準備し、 交付する(学生の手続きは不要)

(注) 紛失、盗難によるもの以外は、必ず旧学生証を持ってきてください。

3 学生支援システム・掲示板の活用

1. 大学からの連絡

大学からの連絡事項は、学生支援システム (UNIVERSAL PASSPORT) と掲示により通知します。学生支援システムは、時間割・休講情報・シラバスなどの各種情報が確認できます。また、履修登録・学修アンケートの入力、教員への質問などをインターネット上で行うことができるシステムです。一旦学生支援システム及び掲示板に掲示した事項については、すでに周知したものととして取り扱います。大切な情報を見逃して期日に間に合わなくなり、学生生活に支障をきたすことの無いよう注意してください。毎日必ず登・下校時には、掲示を見る習慣、学生支援システム (UNIVERSAL PASSPORT) に少なくとも1日1回はログインして情報を確認する習慣をつけましょう。

※天候 (大雪・台風など) の影響による休講や授業時間の繰り下げなどが生じた場合は、「学生支援システム」からのメール配信により緊急連絡を行う場合があります。

※各学部履修の手引「悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応」参照

2. 学生会・クラブからの連絡

学生会または課外活動団体が掲示・連絡をしようとする時は、必ず学生課または薬学学務課に届け出たうえで指定場所に掲示してください。許可印のないものは掲示できません。

4 学生の呼び出し・照会

家族や友人から、電話による学生の呼び出しを依頼されることがありますが、学内での所在について、把握しかねますので、呼び出しには応じていません。緊急の場合でも、原則として掲示による連絡しかできませんので、家族や友人にも知らせておいてください。

また、「個人情報保護法」によりプライバシー保護のため、学生の住所・電話番号などの問い合わせにも、一切応じていません。

5 教員と連絡をとりたいとき

教員の所在を確認するための在席表示板を設置してあります。オフィスアワーには、在室しておりますので、連絡をとりたい場合は、この表示板を確認のうえ、備え付けの電話で連絡してください。

- ① 学内にいる間は緑表示です。ただし、講義や食事などで研究室に不在の時もあります。
- ② 設置場所
 - 太陽が丘2号棟2階事務局内
 - 太陽が丘3号棟1階
 - 薬学本部棟1階薬学学務課受付

また太陽が丘キャンパスにおいては、教員へのメッセージがあれば、2号棟2階に設置してある教員用メールボックスを利用してください。



太陽が丘2号棟2階 事務局内

6 学生意見箱

学生のみなさんのより充実した学修環境を構築するために、学修環境に関する意見を受け付ける「意見箱」を設置しています。日頃、困っていること、不便だと感じていること、より推進して欲しいことなどの意見や要望をお聞かせください。回答は原則掲示にて行い、投稿者本人の氏名を公表することはありません。なお、投稿を行ったことを理由に投稿者が何らかの不利益等を受けることはありませんので、安心してください。ただし、大学や個人・団体等を特定しての誹謗中傷などは受け付けられませんので、注意してください。

設置場所……………太陽が丘キャンパス 2号棟2階エレベータ横

薬学キャンパス 薬学本部棟1階マイカフェ自販機コーナー横

7 キャンパス相談室

学生生活において自分で解決できない問題が起きたり、適切な助言が欲しいときに、キャンパス相談室ではカウンセラーが皆さんの様々な不安や悩みを解消できるよう一緒に考えてくれます。ひとりで抱え込まずに、気軽に立ち寄ってください。臨床心理士や公認心理師などの資格を有する専門のカウンセラーが対応し、相談内容は本人の許可なく他の人に知らせることは原則としてありません。

1. 場所・開室日時

- (1) 太陽が丘キャンパス相談室 月曜日・火曜日・木曜日 13:00～18:00
 (2) 薬学キャンパス相談室 水曜日・金曜日 14:00～19:00

2. 利用方法

(1) 相談室での対面カウンセリング

予約方法：①各キャンパス保健室を通して予約

②メール予約

go-yoyaku@hokuriku-u.ac.jp宛に、件名に「予約」、本文に「学部」「学年」「氏名」「相談希望日と時間」を入力して送信ください。なお、希望日時については、候補を複数お書きください。

③QRコードを読みこんで予約



(2) 電話でのカウンセリング

キャンパス相談室直通電話：076-229-6200

予約が優先になっておりますので、電話をした際すぐに対応できない場合があります。

(3) メールでのカウンセリング

c-soudan@hokuriku-u.ac.jp

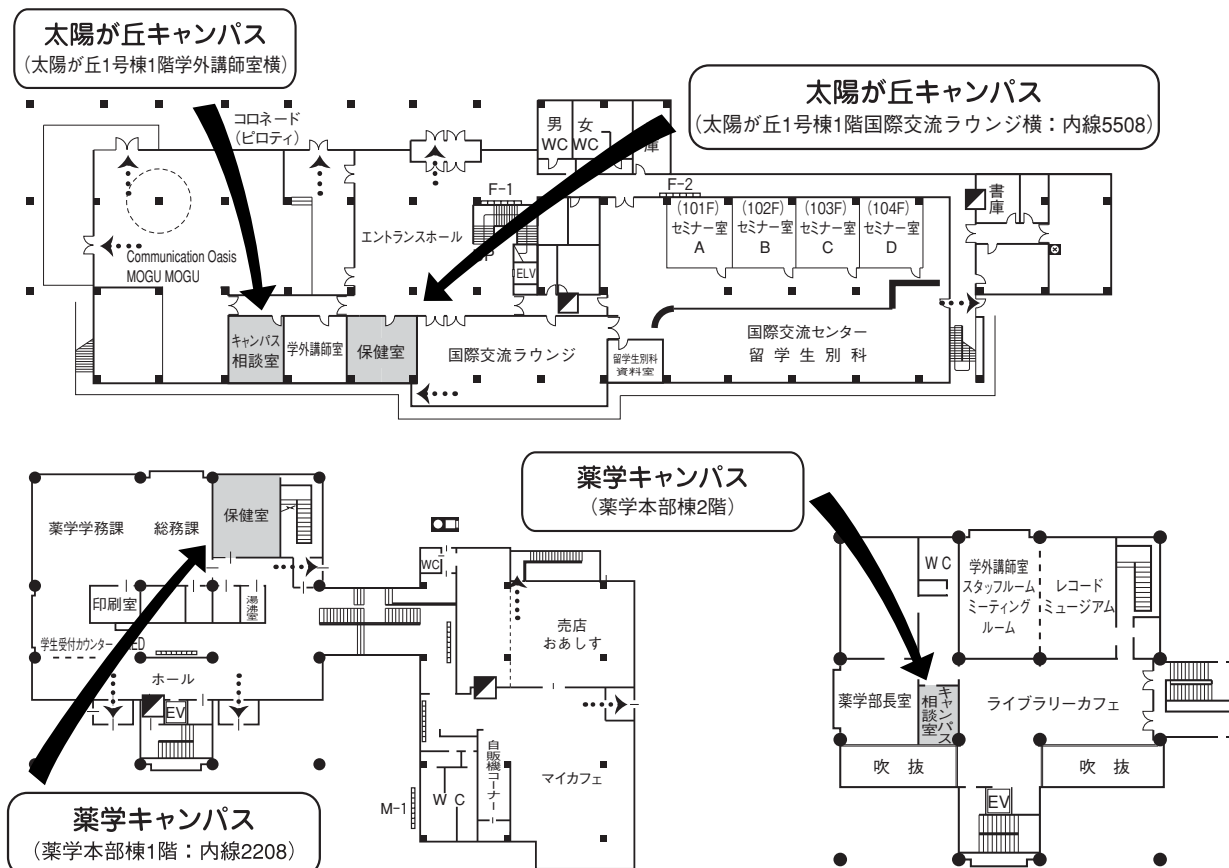
メールでのカウンセリングは、原則3回までのやり取りです。それ以上は直接来談してください。

(4) オンラインでのカウンセリング

Microsoft Teams、Zoomでカウンセリング対応していますので、お問い合わせください。

※(2)電話、(3)メール、(4)オンラインでのカウンセリングについては、キャンパス相談室開室時間中の対応となります。

キャンパス相談室・保健室案内図



8 障がいのある学生の修学に関する配慮について

本学では、障がいがあるなどの理由により、修学上の配慮が必要な学生の相談に応じています。障がいのある学生からの申請に基づき、十分に話し合いをして支援内容を決定します。

《相談窓口》

- 学生課(太陽が丘キャンパス)
- 薬学学務課(薬学キャンパス)
- 保健室(太陽が丘キャンパス・薬学キャンパス)
- キャンパス相談室(太陽が丘キャンパス・薬学キャンパス)

9 健康管理

充実した学生生活を送るには、心身共に健康であることが重要です。健康管理と健康増進を図るために各種活動を行っています。健康に関する相談、休養が必要な時はご利用ください。

1. 定期健康診断について

定期健康診断は、在学中の健康管理及び病気の早期発見・早期治療、健康保持増進を図ることを目的に実施しています。「学校保健安全法」により、年一回の健康診断が義務付けられていますので、全員必ず受診してください。

健康診断を受診していない場合、健康診断証明書を発行することができません。

2. 保健室の利用について

自分の健康は自分で守るという意識を持ち、大学生活を健やかに過ごせるよう、また、生涯を通じて、心身の健康を自己管理できる能力を身につけられるよう支援しています。

- ①応急処置……学内でのケガや急な病気の手当及び医療機関の案内
- ②健康相談・保健指導……体や病気・栄養指導・生活指導など
- ③その他……身長・体重・血圧・体組成測定を受けたいとき

利用時間 月～金曜日 8:30～17:00

3. 校医の健康相談について

校医による健康相談では、病気や健康管理の専門的なアドバイスを受けることができます。気軽に相談してください。相談時間は下記のとおりで、日時の変更については掲示で通知します。

太陽が丘キャンパス保健室……第1・3・5木曜日 15:00～17:00

薬学キャンパス保健室……第2・4木曜日 15:00～17:00

4. 近隣の病院について

大学から近い病院については、P72～P77を参考にしてください。

10 学生保険

1. 学生教育研究災害傷害保険(略称：学研災)

この保険は、大学が入学時に手続きし、在学学生全員が加入しています。

教育研究活動中(正課を受けている時、大学行事に参加している時、その他大学施設内にいる時、または大学に届け出た課外活動中)や通学途中に起きた事故により負傷・後遺障害あるいは死亡といった災害を被った時に保険金が支払われます(詳細は、新入生ガイダンス配布の加入者のしおりを参照)。

万一事故や傷害が生じた場合、まず「事故通知ハガキ」に必要事項を記入のうえ、下記の保険金請求先へ郵送してください。その後治療が完了したら、請求手続きを済ませてください。担当窓口は、学生課または薬学学務課です。

■保険金請求先 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング
東京海上日動火災保険(株) ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室
傷害保険サポート第三チーム(学校保険コーナー)
フリーダイヤル 0120-86-8066

※**死亡保険金**(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

- 1) 正課中及び大学行事中 2,000万円
2) 上記以外で大学施設にいる時、課外活動中、通学中 1,000万円

※**後遺障害保険金**(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

- 1) 正課中及び大学行事中 120万円～3,000万円(程度に応じて)
2) 上記以外で大学施設にいる時、課外活動中、通学中 60万円～1,500万円(程度に応じて)

※**医療保険金(医師の治療を受けた場合)及び入院加算金**

事故発生時の活動の種別			治療日数(*1)	医療保険金	入院加算金(*2) (180日限度)
正課中・大学行事中 (治療日数1日から対象)	(対象外)	(対象外)	1日～ 3日	3,000円	
	課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で、大学施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・大学施設等相互間の移動中 (治療日数4日以上が対象)	大学施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間 (治療日数14日以上が対象)	4日～ 6日	6,000円	+ 入院1日につき4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます)
			7日～ 13日	15,000円	
			14日～ 29日	30,000円	
			30日～ 59日	50,000円	
			60日～ 89日	80,000円	
			90日～ 119日	110,000円	
			120日～ 149日	140,000円	
			150日～ 179日	170,000円	
			180日～ 269日	200,000円	
			270日～	300,000円	

*1: 実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

*2: 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から支払われます。

※**接触感染予防保険金**

接触感染特約加入者が接触感染した日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を受けた場合

補償範囲	支払保険金	薬学部生、 医療保健学部生 接触感染予防保険金
臨床実習中 等	1事故につき15,000円(定額払)	

■注意事項

- ・上記の全ての保険金は、付帯学総、付帯海学、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金とは関係なく支払われます。
- ・同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院に通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

2. 学研災付帯海外留学保険(略称: 付帯海学)

この保険は、大学が承認した派遣留学等に参加する学研災加入者が加入できる保険です。

3. 学生教育研究賠償責任保険(略称: 学研賠)

この保険は、松雲友の会(保護者会)が保険料を全額負担して、在学生全員(留学生については、別途交通傷害保険に加入)が加入しています。学生が他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことによって被る法律上の損害賠償事故を補償するのが「学研賠」です。

※対象となる活動範囲

国内外での正課中、大学行事中、課外活動中、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動及びその往復

※支払限度額

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

4. 学研災付帯学生生活総合保険(略称：学研災付帯学総)

この保険は、「学研災」の補償を拡大して、学生生活全般に補償範囲を広げた任意加入の保険で、大学指定の保険代理店が取り扱い窓口となっています。

補償内容は、ケガや病気の24時間補償(入通院に関わらず1日目から治療実費の補償)、救援者費用の補償、賠償責任の補償、育英費用の補償(扶養者が死亡・重度後遺障害になった場合)、学資費用の補償(ケガで扶養者が扶養不能状態になった場合)です。

詳細については、保険代理店[東京海上日動パートナーズ東海北陸 金沢支店 電話076-225-7000]までお問い合わせください。

5. スポーツ安全保険

この保険は、スポーツ・文化活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故を補償するもので、学生が任意で加入する保険です。ただし、体育系クラブ員は全員加入するものとし、団体・選手登録時に必ず保険加入手続きをしてください。

この保険の適用を受けるためには、2週間前までに「学外活動届」を学生課または薬学学務課へ提出しなければなりません。

6. 海外旅行保険

ゼミ研修旅行やクラブ遠征などで海外に出かけるときは、上記の保険では医療保険及び賠償金の適用を受けることができないことがあるので、各自で海外旅行保険の加入手続きを必ず行ってください。

11 通学

1. バス通学

本学では、通学途中の交通事故を未然に防ぐため、路線バスなどの公共交通機関を利用することができます。また、バス通学推奨の環境として、定期乗車券を利用して通学する学生に対し、対象区間【出羽町～(小立野経由)～北陸大学、または小将町～(旭町経由)～北陸大学】の定期乗車券額の一部を、大学が「バス通学推進奨励金」として給付する制度があります。定期乗車券購入後、所定の申請フォームから申請してください。

金沢駅兼六園口から小立野経由または旭町経由大学行きのほくてつバスが、授業開始時刻に合わせて運行しています。また、太陽が丘キャンパスと薬学キャンパスとの間は、本学スクールバスによるシャトル便が運行されています。

※バス通学推進奨励金の申請方法について

定期券購入後、所定の申請フォームから申請をしてください。奨励金の振込口座は学生本人名義または保護者名簿のものに限ります。申請方法の詳細については、学生支援システムメール(UNIVERSAL PASSPORT)とHUポータル(学内サイト)により通知します。

2. 自動車通学の許可

本学が定めた条件を満たす学生で、本学の自動車通学申請手続きをすべて完了した者に限り、審査のうえ許可しています。なお自動車通学を許可された者は、交通法規を守って通学し、指定された場所に許可証を提示して駐車してください。

※自動車通学申請手続きについて

- ・本学主催の自動車通学ガイダンスの参加(自己啓発に努めてもらう)
- ・本学基本方針の理解、交通ルール遵守の徹底
- ・必要書類の確認……運転免許証、任意保険証、車検証
- ・審査・許可者……違反歴や書類不備などの項目で審査
- ・駐車許可証交付手数料納入・許可証の交付

3. 二輪車通学

二輪車で通学する学生のために、専用駐輪場をそれぞれのキャンパスに設けてあります。なお、自動二輪車(原付バイク含む)での通学は申請による許可制としており、必ずこの駐輪場を利用し、それ以外の場所には駐輪しないでください。使用に関しては、死亡事故も含めた重大な交通事故が多発していますので、自賠責保険の加入はもちろん、任意保険にも必ず加入してください。

4. 迷惑駐車及び無断駐車禁止

主な事故原因となるスピードの出しすぎや、見通しの悪い場所での一旦停止・道路標識の確認、また運転中の携帯電話の使用などに注意し、安全運転を心がけてください。言うまでもなく、無許可での自動車通学及び大学周辺への無断駐車は、絶対にしてはいけません。もちろん大学キャンパス内への学生車両乗り入れは厳禁です。課外活動や図書館利用の時も、乗り入れ・駐車は絶対にしてはいけません。違反者には、警告書が貼られます。

上記の違反行為があった場合、北陸大学学生懲戒規程による厳重な処分をしますので、ルールに従って通学してください。

12 敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所/20歳未満の者の喫煙厳禁）

世界的に多くの国で受動喫煙防止関連法が制定され、喫煙に対して厳しい規制を課しています。喫煙は喫煙者自身の健康を害するだけでなく、副流煙の受動喫煙により非喫煙者の健康にも重大な害を与えます。もはや「タバコを吸うのは自分の勝手」などという言い分は通用しません。

2019年7月より改正健康増進法の一部が施行され、望まない受動喫煙の防止を図るため、学校・病院・行政機関などでは敷地内禁煙が原則義務づけられました。それに伴い本学では、すべての人が快適に過ごすことができるキャンパスにするため、同日より敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）となっています。タバコ（燃烧式・加熱式・電子タバコなどすべて）の「特定屋外喫煙場所」以外での喫煙を禁止します。また、20歳未満の者の喫煙は厳禁とし、同所への立ち入りも禁止します。



《注意事項》

13 大麻・覚醒剤など薬物乱用防止

学生の皆さんも周知のことと思いますが、石川県内でも大麻所持や吸引及び栽培などの「大麻取締法」違反容疑で大学生が逮捕されるなど、全国的にも若年層の薬物事犯が増加の一途を辿り、社会問題となっています。

初めは友人から誘われ「薬物がカッコいい」などの好奇心から吸引してしまったり、パーティーなどに参加したときに吸引してしまったりするそうです。また、インターネットのホームページやブログでは、「アルコールやタバコより害がない」「病気にも良い」など、誤った情報が氾濫し、簡単に入手できるため購入してしまうそうです。

大麻を乱用すれば、幻覚や妄想といった症状が出るだけではなく、生殖機能や免疫機能の低下など、身体機能(特に脳)に悪影響が出ます。毎年注意を促していますが、決して大麻などの禁止薬物には関わらないということを自覚してください。また海外では、大麻入りのチョコレートなどの食品が販売されています。海外渡航時のお土産には特に注意してください。

大麻は犯罪です。本学では厳しい処分をします。他の薬物(覚醒剤、危険ドラッグなど)でも同様です。

身近で不審な行為を見かけた場合は、学生課または薬学学務課に連絡してください。

※2023年12月に大麻取締法が改正、「大麻施用罪」が追加されました。これに伴い「麻薬及び向精神薬取締法」の一部も改正され、「大麻施用罪」は「懲役7年以下」となりました。また、精神活性(幻覚や意識障害など)を有するTHC(テトラヒドロカンナビノール)は規制対象となるが、麻薬成分ではないCBD(カンナビジオール)はストレスの緩和効果があるとして、オイルや食品などに使用されています。しかし、製品内には微量のTHCが残留する場合もあり、当該製品内に残留するTHCの限度値が設けられているため、安易にCBD製品を購入すると「麻薬及び向精神薬取締法」により処罰される場合があるので注意してください。

薬物犯罪(大麻・覚醒剤)の刑罰(抜粋)

	規制対象物	違反形態	罰則
大麻草の栽培の 規制に関する法律 麻薬特例法	大麻	輸入・輸出・栽培	1年以上10年以下の懲役 (営利) 1年以上20年以下の有期懲役もしくは情状により500万円以下の罰金又はその両方
		所持・譲渡・譲受	7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役もしくは情状により300万円以下の罰金又はその両方
		施用(使用)	7年以下の懲役 (営利) 1年以上10年以下の懲役もしくは情状により300万円以下の罰金又はその両方 ※麻薬及び向精神薬取締法に基づく規制・罰則
		※麻薬特例法	無許可での栽培、輸入、輸出、譲渡、譲受に対して、無期又は5年以上の懲役及び1,000万円以下の罰金
覚醒剤取締法	覚醒剤	輸入・輸出	1年以上の有期懲役 (営利) 無期または3年以上の懲役及び1,000万円以下の罰金
		譲渡し・譲り受けて所持・使用	(単純) 10年以下の懲役 (営利) 無期又は1年以上の懲役及び500万円以下の罰金

14 飲酒(20歳未満の者は飲酒厳禁)

大学生になると、何かとお酒を飲む機会が増えてきます。クラブやサークルの仲間とのコンパ、クラス・ゼミナールの懇親会、お花見、学園祭打ち上げなど…。

酒は「百薬の長」と言われてきましたが、一方ではイッキ飲みやガブ飲みで急性アルコール中毒になり、救急車のお世話になったり、尊い命を落としてしまう事故が後を絶ちません。つつい調子に乗って、無理な飲酒をする人達もいますが、飲酒による事故は各自の自覚により未然に防げるものです。またイッキ飲みをさせることは命にかかわる重大な犯罪だということを肝に命じてください。皆さんは、決してこのようなことの無いように、自分の体質や体調を良く知ったうえで、かきこく、楽しく、節度と常識ある、お酒の飲み方を心がけてください。

なお、大学生であっても20歳未満の者の飲酒は法律により禁じられています。

■飲酒の心得5カ条

①イッキ飲みは絶対にしない、させない。(イッキ飲みは命にかかわる飲み方です。)

- ②食べながらゆっくり飲む。
- ③飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。
- ④飲めない人にはすすめない。
- ⑤体調の悪いとき、服薬中は飲まない。

15 闇バイトについて

現在、インターネット上には「高収入」や「好条件」をうたって、犯罪行為への加担を目的とする「闇バイト」の募集情報が数多く存在しています。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまう危険があります。アルバイトを探す際には、「高額」「即日現金」「高額即金」「副業」「ハンドキャリー」「書類を受け取るだけ」「行動確認・現地調査」等の言葉に十分注意してください。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。特に、申込時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、そのアルバイトが「闇バイト」である可能性が高いため、十分に注意してください。

16 感染症

感染症とはウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状が出ることをいいます。感染症には、インフルエンザや麻疹のように人から人にうつる感染症のほかに、破傷風や日本脳炎のような傷口から、あるいは動物や昆虫からうつる感染症もあります。普段から手洗いやうがいなどの習慣を身につけ、バランスの良い食事や規則正しい生活を心がけ、免疫力を高めましょう。また感染症の種類によっては有効なワクチンもあります。自分の罹患歴やワクチン接種歴を知っておきましょう。

17 ハラスメント

1. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせる言動のことであり、重要なのは「行為者がどう思っているのかは関係なく、相手が不快な感情を抱けば(※)ハラスメントになる」ということです。

※平均的な人の感じ方を基準にして、相手が不快な感情を抱いた場合

①セクシャルハラスメント

他の者を不快にさせる性的性質の言動で、不利益や不快感を与え、学習環境、教育研究環境や職場環境を悪化させること

②アカデミックハラスメント

教育・研究の場において、優越的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害すること

③パワーハラスメント

職場において、職務上の上位(必ずしも上位とは限らない)の地位にある者等が行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手方の就労意欲や就労環境を害すること

④妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職場において、上司・同僚(部下を含む)が行う不適切な言動・待遇で、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境を害すること。

2. ハラスメントとなりうる行為

①セクシャルハラスメント

- (1)性的な冗談、からかい、質問
- (2)わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (3)交際、性的な関係の強要
- (4)性的な言動に対して拒否等を行った者に対する不利益取扱い

③パワーハラスメント

- (1)特定の部下を標的にした執拗で無理な要求

②アカデミックハラスメント

- (1)教育・研究指導の放棄
 - (2)人格を否定するような言動
 - (3)研究や指導を名目とした不要な呼出し
 - (4)本人の意に沿わないような進路の強要
 - (5)研究の妨害、データの盗用・改ざん等の強要
- #### ④妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
- (1)制度等の利用を阻害する言動

- (2) 人格を否定するような言動
- (3) 実現不可能な業務の強要

- (2) 制度等を利用したことによる嫌がらせ
- (3) 職務不能な状態への嫌がらせ
- (4) 解雇その他の不利益な取扱いを示唆する行為

3. ハラスメントを防ぐために

- ① 一人ひとりがハラスメントの加害者にならないこと
 - (1) お互いの人権や個人の価値を尊重しましょう。
 - (2) 考え方、感じ方は人によって異なります。好意が「思い込み」でないか注意しましょう。
 - (3) 普段の人間関係のあり方やその場の状況に配慮しましょう。
 - (4) 上司、指導教員、先輩の場合、不快な言動に対し拒否の意思表示がないことを同意、合意と勘違いしないことが大切です。
- ② ハラスメントに第三者として気づいた時には
 - (1) ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片付けないことです。
 - (2) ハラスメントを受けている人を助けてあげましょう。
 - (3) 相談窓口に行くようにすすめましょう。
- ③ 大学としての役割
 - (1) 学生に対しては、フレッシュマンセミナー、講義、講演会等によりハラスメントに関する理解促進を図ります。
 - (2) 教職員については、講演会、研修及びリーフレットの配布等によりハラスメント防止の周知徹底を図ります。

4. 相談窓口

相談窓口は、学生については各キャンパスのキャンパス相談室とし、教職員については人事課（ハラスメント担当）とします。相談窓口の担当者は、ハラスメントの被害を受けた者から相談の申し出があったときには、相談員を紹介します。メールでの相談の申し出については、(hssoudan@hokuriku-u.ac.jp)までお願いします。

5. ハラスメントを行った者に対する措置

法人または大学が、ハラスメントを行った者に対する措置が必要と判断したときは、以下の規則に基づく処分が講じられます。

教職員…就業規則第87条、第87条の2 学生…学則第51条

6. その他

相談窓口及び相談員は、相談者・行為者等関係者のプライバシーを守ります。重大なものについては、相談員による全体会議を開催し、対処します。また、全体会議で対処できないと判断した場合には、ハラスメント防止委員会を開催し対処します。

相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いはい行いません。

本件に関する照会等については、人事課（ハラスメント担当）までご連絡ください。

人事課（ハラスメント担当） メール：hssoudan@hokuriku-u.ac.jp

18 迷惑行為

1. 駐車違反

大学周辺の無断駐車は、地域住民の方に多大な迷惑をかけます。違反者は、懲戒規程により厳重な処分を受けることになりますが、何よりも一人ひとりが大学生としての自覚を持ち、良識ある行動をとるよう心がけてください。

2. ゴミ排出のマナーについて

近年、廃棄物問題が社会的にクローズアップされています。本学でもゴミは分別収集していますので、きちんと分別して、決められたゴミ箱に捨ててください。ゴミ箱周辺にゴミが散乱したり、教室内や学生ホールなどにゴミが放置されたままになっていることの無いよう十分に気をつけてください。

またアパート・マンションなどにおいても、ゴミの分別について、付近住人から苦情が出ることの無いよう、ゴミ排出のマナーはきちんと守ってください。金沢市では、指定のゴミ袋を使用することが条例で定められています。

3. ストーカー行為について

特定の相手につきまとい、待ち伏せ、嫌がらせの電話などを繰り返す、いわゆる「ストーカー行為」。このような行為は年々増加しており、殺人・暴行など凶悪犯罪に発展した事件も後を絶ちません。最近ではインターネット上で知り合った異性に恋愛感情を抱いてセクハラメールを送信したり、誹謗中傷をSNS等へ書き込むといったケースもあります。ネットストーカーは顔も住所もわからないため、より悪質とも言えます。狙われているのでは…と思ったら、ひとりで悩まずすぐに学生課または薬学学務課へ相談してください。

■あなたにもできるストーカー対策

①断固拒否の姿勢を示す

ストーカーは、特に感情的なつながりを求めています。「優しさ」を示すことは、エスカレートさせるだけです。無言電話は、応答せずに切りましょう。

②個人情報の管理はしっかりと

住所・氏名・電話番号がわかるものは、細かく破ってから捨てましょう。また身元不確かなアンケートに回答したり、個人情報をネット上で公開しないなど、情報管理をしっかり行い、ネットストーカーの被害者にならないように注意しましょう。

③ひとりで悩まず、手遅れになる前に連絡を!

「こんなささいなことで…」と自分で決めつけず、早めに相談しましょう。

■被害者相談窓口の案内

	名称	電話番号	受付時間	内容
警察窓口	警察安全相談室	076-225-9110 (または#9110)	24時間	警察活動全般
	性被害110番	076-225-0281 (または#8103)	24時間	性犯罪相談
	いじめ110番	0120-617-867	24時間	いじめ問題
	POLICE HELP LINE	076-225-0555	平 日 9:00 ~ 17:00	外国人犯罪被害者相談
その他	NPO石川被害者サポートセンター	076-226-7830	平 日 10:00 ~ 16:00	被害者の悩み
	石川県交通事故相談所	076-225-1690	平 日 9:00 ~ 17:00	交通事故

19 宗教団体の強引な勧誘

全国の大学を中心に強引な宗教団体の勧誘が活発化し、様々なトラブルが発生しています。これらのグループの勧誘手口は、親切を装って入会を勧誘したり、宗教団体であることを隠し、架空の旅行クラブや交流サークルを名乗って合宿や講習会に誘い出します。このような団体に一度加入すると、お布施の強要やそのための経済活動に時間をとられてしまい、大学生活を続けることができなくなる例が多く見られます。さらに、そのような団体から退会することは非常に困難ですので、学内・寮で勧誘を受けたり、見かけた場合はすぐに学生課または薬学学務課へ連絡してください。

20 学外での遺失物・拾得物について

■学外で落とし物(遺失物)をした場合

- ①最寄りの警察署または交番・駐在所に遺失届をしてください(電話で届け出をすることもできます)。落とした場所が電車や店舗などの施設内であれば、その施設に問合せください。
- ②携帯電話やキャッシュカード等は、悪用されないよう、携帯電話会社や銀行、カード会社にも連絡し、使用停止などの手続きを取ってください。
- ③遺失届をした落とし物を自分で発見した場合は、届け出した警察署等に連絡してください。

■学外で落とし物を拾った場合

- ①施設内(電車、バス中や店舗の中など)で拾ったときはその施設に、路上など施設以外で拾ったときは最寄りの警察署または交番・駐在所に速やかに届け出てください。
- ②路上などで拾った場合は1週間以内に警察署または交番・駐在所へ、施設内で拾った場合は24時間以内にその施設へ届け出ないと、拾得者としての権利を失ってしまいますので、注意してください。

21 消費者トラブル

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

悪質商法があなたを狙っています。学生の皆さんが陥りやすい消費者トラブルです。うまい話には必ず落とし穴があるので注意しましょう。

■トラブルに遭わないための5か条

- ①うまい話やしつこい勧誘、見知らぬ人の急接近には要注意!
- ②いらないときは、はっきり「NO」と言う!
- ③個人情報(電話番号・住所・メールアドレス・学校・家族構成など)は安易に教えない!
- ④高額なクレジット契約は最後まで払えるか慎重に考える!
- ⑤不安に思ったら、親や親友、相談窓口早めに相談を!

1. マルチ商法

個人を商品の販売員として勧誘し、更に次の販売員を勧誘すれば収入になると商品の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大しつつ、商品・サービスの提供を行う商法です。特定商取引法(連鎖販売取引規制)により、契約内容を説明した書面の交付が義務付けられていますので、取引の仕組み、リスクなどをよく理解し、冷静な判断をすることが重要です。

2. アポイントメントセールス・キャッチセールス

電話やはがきで「あなたが選ばれましたので、〇〇を取りに来てください。」などと誘い出し、商品やサービスなどの購入を契約させるアポイントメントセールス。

駅前や路上で呼び止め営業所などに連れていき、商品やサービスなどを販売するキャッチセールス。

どちらも営業所などに連れていき、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。不要な商品販売には、毅然と断ることが必要です。

3. デート(恋人)商法

携帯電話の「出会い系」で知り合った異性から、食事やデートに誘った後、イベント会場でアクセサリーなど高額な商品売りつける商法です。

恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。少しでも怪しいと思ったら、教職員や周りの友人に相談しましょう。

4. 身に覚えの無い架空請求

利用した覚えの無い架空の有料サイト利用料や情報料、債権などの請求をする文書が、電子(携帯)メール、はがき、封書などで届けられる場合があります。何らかの名簿を入手した悪徳業者が、根拠の無い請求書を大量に送付したものです。身に覚えの無い場合は徹底的に無視しましょう。

5. 訪問販売(かたり商法・点検商法)

自宅などへ販売員が訪問してくる商法です。簡単にドアを開けたりせず、用件を再度確認し、服装やセールストークに惑わされることなく、契約は慎重にしましょう。

6. 資格商法を中心とした電話勧誘販売

自宅などに電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法です。

長時間、何度も執拗に契約を迫り、「結構です。」「はいはい」といった曖昧な返事をもって契約が成立したと主張し、契約書へ署名させ代金支払を迫ってきます。電話による承諾でも契約は成立するので、慎重に考えて返事をする、必要がなければはっきりと断ることが必要です。

7. 特定継続的役務提供

身体の美化、知識の向上などを目的として、継続的にサービスを提供する取引のことで、エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室がこれにあたります。

契約の締結にあたっては、サービス内容や契約期間、中途解約時の精算方法など、契約内容について十分確認した上で、慎重に行うことが重要です。

それまで受けたサービス代金と一定の損害賠償金を支払えば、理由を問わず中途解約が可能です。

8. 悪徳エステ

女性が本来持つ、美しくなりたいという願望を利用した悪質な商売です。

- | | |
|---------|--|
| ①エステの広告 | … 公正取引委員会からクレームがこない範囲内で誇大に宣伝! |
| ②無料体験 | … 業者にとって最も確実に契約が取れる勧誘方法。 |
| ③部分エステ | … エステは高額というお客の固定観念を打破しエステへの敷居を低くする餌。 |
| ④瘦身の嘘 | … 痩身コースは、せいぜいマッサージ程度、他は食事制限などのアドバイス程度。 |
| ⑤危険なエステ | … 中には無資格の素人がサービスを行っており、大変危険なことも。 |

9. オンラインショッピング・ネットオークション

インターネット上で契約申込を行うインターネット通信販売(ネット通販)が普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりました。便利になった反面、商品が届かない、事業者と連絡が取れなくなるなどのリスクもあります。

取引相手が見えないため、信頼できる相手かどうかよく見極める必要があります。多数の商品を扱う業者は、住所・氏名・電話番号などの表示義務があるので、必ず確認してください。また支払う前に、出品者の連絡先、申込・落札画面などを印刷しておくことも必要です。

10. 多重債務

クレジットカードで楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でもこれは借金です。複数の金融機関やカード会社からの多額の借金をして、返済が困難になった人を多重債務者と言います。

クレジットの無計画な利用、消費者金融からの安易な借入で多額の債務を抱え、返済できずに自己破産するケースが急増しています。ゆとりをもって返済できる範囲で利用することが鉄則です。

また、カードの盗難やデータを盗んで偽造する犯罪が増えています。利用する時は目を離さない、人に貸さないなど、カード利用の基本的ルールを守ることが肝心です。

相談先 公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 0570-03-1640

11. クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。

- ①クーリング・オフの期間は、契約書面を取り交わした日を含めて
- 8日間…電話勧誘販売、特定継続的役務提供
訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）
 - 20日間…連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘因販売取引（内職商法）
- ②クーリング・オフできる契約条件
- 代金の総額が3,000円以上
 - 化粧品、健康食品などの消耗品は未使用の場合のみ
 - 特定商取引に関する法律で指定された商品、サービス

- ### ③クーリング・オフ通知の書き方

解約理由は不要ですが、書面通知により証拠を残すことが大切です。ハガキは両面コピーを取り、郵便局窓口から配達記録郵便で出しましょう。

郵便はがき	〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇〇— 〇〇— 〇〇 株 社 代 表 者 様	契約解除通知 〇 契約年月日 〇 書面受領日 〇 商品名・金額 〇 販売会社名 右記の契約を解除します。なお、支払済みの 〇〇円を返金し、商品を返却してください。 〇 年〇月〇日 契約者住所 氏名
--	---	--

12. 携帯電話トラブル

便利で必需品の携帯電話ですが、出会い系サイトなどを無料分のみ利用したはずなのに、料金や登録料を請求されたり、高額な遅延金を請求されるトラブルが多発しています。利用していないのに架空請求をしてくる場合もありますが、相手にしてはいけません。根拠のない請求や高額な遅延金には絶対に応じないでください。

13. アフィリエイト

自分のブログなどに商品広告を掲載し、そのブログなどを通じて注文が行われると販売店から成功報酬がもらえる仕組みです。インターネットで情報を発信する時は、正確な情報を記載しましょう。他人の権利を侵害したり、虚偽の説明をしたりすると、法的な責任を問われる可能性もあります。

最近、月に数十万円も儲かるといった宣伝を見かけますが、「楽して儲かる」方法はありません。成功者は、魅力的なサイトとして信頼を得るため、多くの時間を費やし努力しています。

■困った時はすぐに、学生課または薬学学務課に相談してください。

その他消費生活に関する苦情や問い合わせは、次の相談窓口でも受け付けています。

相談窓口

石川県消費生活支援センター	076-255-2120	受付時間	月曜～金曜日	9:00～17:00
			土曜日	9:00～12:30
金沢市近江町消費生活センター	076-232-0070	受付時間	月曜～金曜日	9:00～17:00

消費生活情報

国民生活センター <https://www.kokusen.go.jp>



石川県消費生活支援センター <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shohicenter/>



22 研究活動における不正行為の防止について

学生の皆さんが、研究活動(卒業研究に関する実験やアンケートの実施、ゼミ研究、レポート作成、卒業論文執筆など)に関わる時は、責任ある「研究者」です。

不正行為を行った場合、懲戒対象行為とみなされ処分を受けることがあります。調査・実験などの依頼・実施、データの集計や分析、発表や資料の管理などは、以下の内容に十分留意して、研究活動に取り組み、必要に応じて事前に教員に相談してください。

1. 研究活動上の不正行為とは

文部科学省は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で、以下の行為を「特定不正行為」と位置づけています。

○捏造(Fabrication)

存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。

(事例) 実験、調査、インタビューなどを実施していないにもかかわらず、あたかも実施したかのようにデータや結果をつくり、レポートや論文に記載する。

○改ざん(Falsification)

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(事例) データのばらつきを修正するために矛盾するデータを選択的に削除する。
画像をコピー・ペーストして実験結果から得られたものから書き換える。

○盗用(Plagiarism)

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(事例) 書籍、雑誌等やWEBサイト等に掲載された他人の文章や資料等を無断でコピー・ペーストして論文やレポートを作成する。

本学は、これらの「特定不正行為」の他、学術誌などに既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する「二重投稿」や、論文著作者が適正に公表されない「不適切なオーサーシップ」、研究費の不正使用なども不正行為と位置づけています。

2. 研究倫理教育について

研究活動は、理系・文系を問わず、社会に対して大きな影響を及ぼします。研究費の不正使用や論文盗用、捏造などの研究活動上の不正行為に関して、マスコミで数多く報道されるようになり、社会的に大きな関心が寄せられています。これらの不正行為は、研究活動全体に対する社会的信頼を損ないかねません。

本学は、研究活動において遵守しなければならない原則を「北陸大学研究倫理綱領」において定めています。教員のみならず、研究活動に従事する学生も研究者として研究倫理を遵守し、研究倫理教育を通じて、正しい知識に基づく責任ある研究活動が求められています。

3. 責任ある研究活動とは

責任ある研究活動を行うために、研究者には、以下のような行動が求められています。

- 誠実さをもって研究の立案・計画申請・実施・報告にあたること
- 研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すこと
- 他の研究者の研究成果や業績を正当に評価し尊重すること
- 人間や動物を対象とした研究、環境に影響を与える恐れのある研究、危険物を扱う研究などの研究活動に関して、法令や規程、ガイドラインを熟知し、遵守すること

4. 研究活動における生成AIの利用について

研究活動において生成AIを利活用する場合、以下に留意してください。

- 未発表の研究成果や個人情報、秘密情報等を入力しない。

生成AIは、入力された情報を学習データとして収集・蓄積するため、意図せず情報が外部に漏れる可能性があります。秘密情報や個人情報等は入力しないでください。

- バイアス情報や虚偽情報に留意する。

生成AIは、様々な大量のデータを学習し、確率的に最も高い組み合わせを出力するため、生成された内容にバイアスや偏見、虚偽が含まれている可能性があります。出力された内容が適切であるか慎重に確認・裏付けを行った上で、生成物の利用を検討してください。

- 生成物をそのまま使用しない。

生成AIによって生成された文章、画像、音声等は、生成AIの利用者が独自に作成したものとして公表し、著作権を主張することは認められません。意図せず研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）につながる可能性があることを認識し、倫理的・道徳的責任を自覚して使用してください。

5. 研究成果の発表と証明のために

責任ある研究は、正直さ(honesty)、正確さ(accuracy)、効率性(efficiency)、客観性(objectivity)を保持して行わなければなりません。成果の発表においてもこれらが満たされている必要があります。

また、自分の研究が正しく行われたことやその証明のために、研究において収集又は作成した資料・データ等の関連する研究記録は、必要な期間、適切に保管する必要があります。

6. 担当窓口

- 研究活動に係る不正行為等の相談

社会連携研究推進部(太陽が丘キャンパス 076-229-6111 (内線5674))

E-mail:syakairenkei@hokuriku-u.ac.jp

- 研究活動に係る不正行為等の通報

総務課(太陽が丘キャンパス 076-229-1161 (内線5661))

E-mail:soumu@hokuriku-u.ac.jp

■北陸大学の研究活動に係る不正行為防止への取り組みについて、北陸大学研究倫理綱領、基本方針、規程等を大学ホームページ上に公開していますので、確認してください。

<http://www.hokuriku-u.ac.jp/about/disclosure/unfairpractices.html>

(参考文献)

- ・文部科学省ホームページhttp://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の決定について
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会 編

『科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―』（丸善出版）

■安全保障輸出管理上の注意

安全保障輸出管理とは、国際的な平和及び安全を維持するため、軍事的に転用されるおそれのある貨物や技術情報が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを未然に防ぐために輸出等を管理することです。

大学生活でトラブルを避けるため、安全保障輸出管理の基本的な知識を理解し、自分の身を守ることが大切です。研究活動や海外留学等で渡航する際の機器の持出し、海外とやり取りを行う場合は特に注意が必要です。ルールを守ること、安心して学びや研究に集中できる環境を保つことができます。

・経済産業省ホームページ；<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

23 スマートフォン及びネット利用上の注意

スマートフォンは日常に欠かせないものとなっていますが、利用する上で多くの落とし穴があります。何気なく使っていることがトラブルの元になる場合もありますので、以下の点に注意してください。

1. SNS (LINE、Facebook、Xなど)の適正利用について

- 他人のプライバシー侵害・誹謗中傷をしない。
- 安易に書き込みやアップロードをしない。
- 自分や他人の個人情報に対して常に留意する。
- 公開範囲の指定に十分気をつける。
- 犯罪はもとより、興味本位の行為・意味のない行為をしない。
- 閲覧した情報をむやみに信じない。また、不要に流布しない。
- その他ルールやマナーを守る。

2. 機器のセキュリティ対策について

- ウィルス対策ソフト・迷惑メール対策サービス等で感染を予防する。
- OSを常に最新の状態に更新する。
- 自分のID、パスワードを厳重に管理する。
- 不明・不審なサイトを閲覧しない。不明・不審なメールを開かない。
- 不用意にクリックしない。
- 不要なアプリケーションやコンテンツをダウンロードしない、セットアップしない。
- 不要な設定 (GPS機能など) は外しておく。

3. 違法行為・違反行為の事例について

- 著作権・肖像権・商標権等の侵害 (書籍・文書・音楽・動画・画像・写真・ソフトウェア、ホームページ等の無断コピー・転用・頒布・改ざん)
- 他人の誹謗中傷、プライバシーの侵害、人格の侵害等
- ファイル交換ソフトの使用、違法なダウンロード
- 機密情報・個人情報の取得・漏えい
- なりすまし
- ネットを介した架空の購入・販売・請求行為、詐欺行為
- スマホ・ケータイを使用しながらの歩行・運転等
- 公共の場や他人に迷惑が及ぶ環境での通話・着信音
- カメラ機能による他人の無断撮影、書籍等の内容の撮影
- コンサート・映画館等での無断撮影・録音

24 海外渡航時の安全確保について

海外へ渡航する際(私的事由を含む)は、以下のことを参考に安全確保に留意してください。

1. 渡航先(国・地域)の国際情勢の変化や動向(テロ、天変地異、流行病等)を注視し、各種情報を収集しうえ事件・事故等に巻き込まれることのないよう十分に注意を払ってください。また、あらかじめ管轄する日本国大使館又は総領事館を確認してください。

○外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省在外公館リスト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

2. 渡航先(国・地域)の風俗風習、習慣等の特徴、性に関する価値観、対日感情や日本人に対する印象等、各種情報を事前に収集してください。

○外務省海外安全 虎の巻 <http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

3. 渡航先(国・地域)で流行している感染症について把握し、必要に応じて、事前に予防接種を受けてください。

○厚生労働省検疫所のホームページ <http://www.forth.go.jp/index.html>

4. 海外に渡航する際は、必ず外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。また、海外に3カ月以上の予定で滞在を予定している日本人には在外公館への「在留届」の提出が義務付けられています。

○「在留届」及び「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

5. 海外に渡航する際には、事件・事故等が発生した際に、安否の確認が迅速にできるよう「海外渡航届」に必要事項を記載のうえ担任教員に確認印をもらってから、薬学キャンパスは薬学学務課、太陽が丘キャンパスは学生課へ提出してください。

6. 海外に渡航する際には、事故・病気にそなえて、必ず「海外旅行保険」に加入してください。